

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第2回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年5月23日(木)午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 807・808会議室
議 題		1 開会 2 報告 臨時部会委員への社会的養護経験者の選任について 3 議事 (1)部会開催スケジュール・審議内容について (2)代替養育を必要とする児童数等の推計について (3)当事者への調査・ヒアリングについて (4)その他 4 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	坂井委員、三輪委員、上川委員、川瀬委員、佐藤委員、松田委員、馬淵委員、柏女委員(オブザーバー)
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、尾崎児童相談課長、山本子ども家庭支援センター所長、児童相談課社会的養護推進グループ職員5名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員4名

審 議 経 過

1 開会	
部会長	<p>それでは豊島区児童福祉審議会第 2 回臨時部会を始めたいと思います。今日は新たな部会委員の就任についての事務局からの報告があり、その後に議事を行う流れとなっております。まずは事務局からの連絡事項などありましたらお願いします。</p> <p>事務局を務めます子育て支援課長の安達でございます。よろしくお願いいたします。まず、本日の委員のご出席状況につきましてご報告いたします。次第の次にお付けしております名簿をご覧ください。本日の出席委員はオンラインを含めて 8 名でございます。本臨時部会の委員は、新たにご就任いただきました 2 名の方を加えまして、委員 8 名、オブザーバー 1 名の計 9 名でございます。本日の出席委員数は豊島区児童福祉審議会条例第 8 条に定める定足数を上回っておりますため、会議は有効に開催されます。</p> <p>次に資料の確認でございます。本日の資料は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会委員名簿 ・資料1 臨時部会開催スケジュール・審議内容について ・資料2 代替養育を必要とする児童数等の推計 ・資料3 当事者への調査・ヒアリング 実施検討案 <p>となっております。</p> <p>その他参考資料といたしまして、基礎的な資料集を机上にご用意しております。今回は国から発出されました「里親委託の更なる推進について」に関する Q&A と第1回部会資料を加えております。こちらの資料集につきましては今後も机上にご用意をさせていただきますので、会議後は机上に残していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、会議録についてです。会議録には要旨を記録し、発言者につきましては、部会長、委員、事務局という表現となります。会議終了後、事務局で作成したものを皆様にご確認をいただいた上でホームページに公開してまいります。</p> <p>また、ご発言の際は挙手の上、お手元のマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>最後に、本日傍聴希望の方はおりません。</p> <p>それでは部会長より進行をお願いいたします。</p>
事務局	
2 臨時部会委員への社会的養護経験者の選任について	
部会長	<p>まず、項番 2 の報告案件として、「臨時部会委員への社会的養護経験者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>この度、児童福祉法第 9 条第 2 項の規定に基づきまして、新たに 2 名の方に臨時委員としてご就任いただきましたので、経緯を含めご報告させていただきます。</p> <p>第 1 回の部会におきまして、計画策定にあたり、社会的養護経験者などの当事者の方に参画していただく方法についてご審議をいただいたところです。また、第 1 回部会の翌日となります 4 月 19 日に国から「『里親等委託の更なる推進について』に関する Q&A」が発出されました。その中で社会的養育推進計画に関する各自治体からの質問への回答という形で、計画策定委員として当事者を複数人選任すべきという点が強調されております。</p> <p>区としましては、先の部会で皆様からいただいたご意見と、国の Q&A を踏まえ、本部会の委員として、社会的養護経験をお持ちの方に臨時委員として加わっていただきたいと考え、本区児童福祉審議会の柏女委員長及び坂井部会長にご相談をさせていただきました。</p>
事務局	

<p>部会長</p>	<p>て、この度お二方に委員としてご就任いただくことといたしました。</p> <p>新たにご就任いただく方は、川瀬信一様と長谷川愛様でございます。</p> <p>川瀬様は里親家庭・児童自立支援施設・児童養護施設を経験されております。現在は、一般社団法人「子どもの声からはじめよう」の代表理事や、こども家庭庁参与、千葉大学教育学部非常勤講師を務めていらっしゃいます。また、豊島区では、6月から意見表明等支援事業に携わっていただく予定でございます。</p> <p>長谷川様は里親家庭を経験されている方でいらっしゃいます。里親制度など家庭養育の推進、ヤングケアラーとその家族への支援などに携わって来られました。「子どもの声からはじめよう」では、子どもアドボケイトとして活動されています。</p> <p>新たにお二方に加わっていただくことで、当事者の経験や知見を十分に反映した計画を作り上げていきたいと考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。私としても当事者が一番の専門家というところで 2 人の方をお迎えできてとても良かったと考えております。</p> <p>本日はお二人のうち、川瀬様にご出席ですので一言ご挨拶をお願いできればと思います。</p>
<p>川瀬委員</p>	<p>川瀬でございます。私は、ご紹介にありましたように豊島区児童相談所の子どもアドボカシーの準備や、子どものアドボカシーの取り組みに携わるということが中心的な活動でございます。</p> <p>こども家庭庁では、社会から周縁化されがちなお子さん、若者の声を制度政策に反映するという経験させていただいております。この推進計画にどのように子ども、若者の視点を反映できるかということと、権利擁護の取組、意見聴取や意見表明等支援をどう進めていくかという点についても様々な経験者と普段から交流する中で感じていることをこの場でご紹介させていただきながらより充実した計画になっていくように努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>部会長</p> <p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。それでは次第に従いまして、項番の「3 議事」に入りたいと思っております。まず「(1)部会の開催スケジュール・審議内容について」、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「資料 1 臨時部会開催スケジュール審議内容について(令和 6 年 5 月 23 日時点)」と記載をされております資料をお取り出しください。こちらは第 1 回から第 7 回までの予定、審議内容の割り振りをさせていただいております。第 1 回につきましては 4 月 18 日に検討スケジュールおよび区の現状と課題、また、新たに委員の方をお迎えすることについてご審議をいただいたところです。</p> <p>本日は計画検討の第 1 回目としまして、「代替養育を必要とする子ども数の見込み等」について皆様のご意見を賜りたいと思っております。また後ほど資料にございますように当事者へのヒアリング方法等について、現時点での事務局の案につきましてご意見いただければと思っております。</p> <p>第 3 回につきましては、前回お配りしたスケジュールでは、この時点で当事者ヒアリングを設定させていただいたのですが、第 1 回の部会において、これだけ大人が揃っている中で、当事者や、それこそお子さんをお呼びしてヒアリングすることは難しいであろうということもございましたので、基本的には事務局または委員の皆様と出向くような形でお話を聞いていく、また、後ほどお諮りをいたしますが、アンケート等の様々な手法を用いてご意見を聞いていきたいと考えております。その回を「パーマネンシー保障、里親委託推進」の審議に充てさせていただきたいと考えております。</p>

委員	<p>7月以降につきましては、現在、東京都も同様に社会的養育推進計画の検討を進めているところですが、まだ部会が始まっていない状況ですので、東京都と数字と合わせる必要がある部分や、内容について区と都が共同で検討すべき部分については、都の検討状況に応じまして、開催スケジュールを適宜見直していきたいと考えております。</p> <p>その点につきましては、皆様のご予定とともに東京都の進捗につきましても、状況を共有させていただきながらお諮りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>まだ資料等のやり取りはしていませんが、都は6月25日に第1回専門部会を開催すると聞いています。</p>
事務局	<p>情報ありがとうございます。おそらく6月の下旬ぐらいに第1回が開かれるのではという情報を伺っていたところです。都の第1回部会において、策定スケジュールが示されるかと思えます。ご検討いただく項目を都の進捗も踏まえながら、調整していきたいと考えております。</p>
部会長	<p>都の部会の立ち上げは約1ヶ月後ということになるわけですね。そうしますと資料1について、第3回までのスケジュールは決まっていますが、第4回以降は審議内容も含めて予定となりますね。</p>
事務局	<p>都の進捗にもよりますが、区として検討すべきところは先に進めさせていただき、第5回ぐらいのところで、都の状況が見えてきた段階で、都と調整が必要な事項を入れ込むのか、都から7～9月頃にある程度の方向が示されるような状況であれば、その都度計画に反映していくというような案を想定しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>来年1月に答申をいただくため、12月にはパブリックコメントの反映まで進める予定ですので、できる限り計画案の取りまとめは、時期がずれないようにしたいと思っております。場合によっては、パブリックコメントの時期を変更することなどを、都の部会で示されるであろうスケジュールを睨みながら検討したいと考えております。</p>
部会長	<p>そうしますと、例えば、第5回の9月に「当事者への調査結果の反映」とあります。8月には当事者へのヒアリングをやろうと考えているわけですね。その予定もずれてしまうかも知れないということですね。</p>
児童相談課長	<p>では、続きまして資料の2の説明をお願いします。</p> <p>児童相談課長の尾崎でございます。資料2について説明いたします。</p> <p>こちらの資料では、代替養育を必要とする児童数を推計し、その児童数から里親等委託児童数や施設での養育が必要な児童数を推計するものでございます。推計に当たりましては、国から発出されております都道府県社会的養育推進計画の策定要領をもとに推計しておりますが、今後、東京都や他の児童相談所設置区と表記を合わせることも想定されておりますので、今回お出しした推計値が変更となる可能性もございます。このことをご承知おきいただければと思っております。それでは、主な数値についてポイントを絞ってご説明いたします。</p> <p>まず初めに、代替養育を必要とする児童数は、児童人口に代替養育が必要となる割合を乗じて算出をしております。なお、代替養育が必要となる割合を算出する際には、潜在的需要を見込んで推計する必要がございます。「(1)豊島区の児童人口の推計」をご覧ください。児童人口は、令和4年3月に発行された豊島区基本計画におきまして、豊島区が将来目指すべき将来人口を用いております。①の表は、豊島区基本計画の抜粋となっております。年代別人口は、今回の推計値に使用するものと違うため、比較できませんが、総人口は緩やかではございますが、上昇する見込みとなっております。</p> <p>続いて②をご覧ください。こちらは総人口に占める年代別人口の割合を記載しておりま</p>

す。国の策定要領に合わせて、3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降、この三つに分類しております。割合の算出に当たりましては、令和2年度から4年度、それぞれ4月1日時点における住民基本台帳で確認をしております。以上により、「③ 児童人口」を推計しております。推計した結果は表の通りとなっておりますが、基本計画における令和7年度から12年度における人口増加数を均等に割り振った数に児童人口の割合を乗じて算出をしております。

ページをおめくりいただきまして、「(2)代替養育が必要となる児童の割合」でございます。令和6年4月1日時点における割合を算出しております。児童人口は3万784人、施設入所措置および里親委託数の合計が、109人となっております。代替養育を必要とする児童の割合は0.35%となっております。

続いて「(3)潜在需要の推計」です。潜在需要数を推計するに当たっては、豊島区児童相談所が開設した令和5年2月1日以降の一時保護児童の状況から推計をしております。まず初めに、①をご覧ください。こちらは、開設から令和6年3月までの一時保護した児童数を示したものでございます。月によって変動はございますが、令和5年度におけるひと月あたりの保護児童数は約13.4名となっております。ひと月あたりの保護児童数13.4名の数字をもとに年間の保護児童数を推計いたします。この際、令和2年度から4年度における東京都全体の相談対応件数の増加率106.7%を乗じまして、今後の一時保護児童数を推計しております。

ページをおめくりいただき、②一時保護解除児童数をご覧ください。こちらは児童相談所開設後の一時保護解除児童数についてまとめております。開設後の一時保護解除児童数の総数は182名でございます。東京都から引き継いだ一時保護児童13人を加えた児童は201名となるため、一時保護児童数における一時保護解除児童数の割合は、90.5%となります。また、一時保護解除児童182名のうち、そのうち卒業者や、里親委託となった児童は、28名でしたので、その割合は15.4%となります。①の新規一時保護数、②の一時保護解除児童数の推計から潜在需要数を推計いたします。新規一時保護児童数に一時保護解除児童の割合90.5%を乗じまして、さらに保護解除児童における措置入所児童の割合15.4%乗じて、潜在需要数を算出しております。

以上から、(4)において、代替養育が必要な児童数の推計をいたします。児童人口に代替養育を必要とする児童の割合0.35%を乗じた数字に潜在需要数を加えた数が、代替養育が必要な児童数になります。また、表の下段におきまして、年齢区別の推計も計算しておりますのでご確認してください。また計算の都合上、端数が出ておりますので、その分は児童数の多い学童期以降に割り振っております。

ページをおめくりいただきまして、続いて里親委託数および委託率の推計でございます。代替養育が必要な児童数から各年度における年齢区別の里親等への委託児童数および委託率を推計しております。なお、推計に当たっては、国が示す令和11年度末時点における乳幼児の里親委託率75%、学童期以降の里親委託率50%を基準としております。代替養育が必要な児童数は、各年度において緩やかに上昇しておりますが、里親委託率を高める必要があるため、各年度において10名弱程度の里親委託数を増やしていく必要がございます。

続いて、「(2)将来に向けて必要な里親登録数」でございます。ここでは、東京都が策定しました、社会的養護推進計画に合わせて、里親委託数の見込みに、現在の里親登録数に占める里親委託家庭の割合、いわゆる、稼働率を踏まえて算出をしております。令和6年2月時点における東京都全体の里親登録数における委託中の家庭の割合は、38.5%

	<p>となりました。このことから、里親委託となる児童が全て委託されるためには、委託児童数の2.59 倍の里親登録が必要となります。各年度における里親等登録数は表の通りでございますが、児童の選択肢を増やす観点や、都内全体で総合比較を行う観点から、東京都全体で里親委託の推進を行っていくことが重要となります。重ねてのご案内になりますが、ここにお示ししている推計値は、国が示す社会的養育推進計画の策定要領に沿って作成しておりますので、最終的な目標値については、東京都や児童相談所設置区と表示を合わせながら確定させてまいりたいと思っております。</p> <p>ページをおめくりいただきまして、施設での養育が必要な児童数の推計でございます。こちらは代替養育を必要とする児童数の推計結果から、里親等への委託児童数の推計結果を差し引くことで施設での養育が必要な児童数を推計しております。各年度における年齢区分別の児童数は表の通りとなっております。里親委託数の向上に伴いまして、施設での養育が必要な児童数は減少いたしますが、里親家庭で不調に終わった児童数の引き受け先として施設領域の定員数も一定数確保が必要となります。資料 2 の説明につきましては以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。資料 2 について説明いただきました。この点について皆様の方からご質問やご意見がございましたら、お聞きしたいと思います。</p>
委員	<p>これは全部豊島区の数字という訳ではなく、都の数字も混じっているのでしょうか。最後の方、4 ページは都の数字になるのですか。その辺りがよくわからなかったのもう一度教えていただければと思います。</p>
児童相談課職員	<p>この里親登録数につきましては、豊島区の児童を豊島区内の里親で賄った場合の数ということで算出をしております。</p>
委員	<p>このデータは全部、豊島区のデータということよろしいですか。</p>
児童相談課職員	<p>里親の委託児童数を、豊島区の里親で賄った場合の数ということになります。ですが実際に区内で賄うのは難しいという実情がございますので、その点については検討が必要であり委員の皆様にもご意見いただきながら進めていく部分があると思っております。</p>
委員	<p>豊島区で 55 件の里親委託を行っているのでしょうか。</p>
児童相談課職員	<p>現状ですと豊島区の里親とファミリーホームに委託しているのは 32 名になっております。</p>
委員	<p>これは増えていくことで、令和 7 年は 55 件になるという見込みということですか。</p>
児童相談課職員	<p>そのようになります。国の推計、基準に当てはめるとこのような数字になるという推計結果です。</p>
児童相談所長	<p>追加で説明いたします。委員は、将来に向けて必要な里親登録数の中に「都における」という言葉が出てきたことで混乱されているのではないかと推測します。都全体の里親の委託家庭数から、都の委託率に従って豊島区での委託率を出したということです。委託中の家庭が 38.5%、逆に言うと未委託家庭が 61.5%いる。その算出基準で算出した数が 55 名ということです。この55名という数字も非常に多い数字でございますが、令和 7 年度の推計になります。あくまでも東京都の計算式に則って算出した数値と考えただければと思います。</p>
委員	<p>質問ですが、先ほどの委員と同じような部分となりますけれども、2 ページの児童人口が30,784人となっているのは、これは 1 ページで見ると 0 から 14 歳の部分にあたるということになるのでしょうか。</p>
児童相談課職員	<p>ここの児童人口という部分は 0 歳から 17 歳で計算しています。</p>
委員	<p>わかりました。表記を少し変えていただいた方がいいかもしれません。ということは同</p>

<p>児童相談課職員 委員</p>	<p>様に2ページの施設入所措置・里親委託数 109 人も高校生が入っており、代替養育を必要とする児童の割合 0.35%という数字を算出したということですよ。</p> <p>そのようになります。</p> <p>わかりました。資料の前の項目が 0 から 14 歳と書いてあり、この部分も 14 歳までの人数であるとおかしいなと思つての確認でした。</p> <p>それからもう一点になります。資料には里親の目標数値が入っているのですが、親族里親は今、豊島区ではいらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>児童相談課職員 委員</p>	<p>豊島区では現在、親族里親の登録家庭はありません。</p> <p>わかりました。家族維持ということを考えると、親族里親を増やしていく選択肢もあるのかなと思つたので確認させていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>1 点質問させていただきたいのですが、一時保護されているお子さんの保護の必要性についてどれくらいの捕捉率というのでしょうか、本当は保護されるべきなのに捉えきれていないお子さんがいないのか、どのように考えていくかお伺いしたいと思います。</p>
<p>児童相談課職員</p>	<p>補足率については捉えきれてない部分もありますので、今回こういった機会ですのでその辺りについても検討していきたいと思つております。</p>
<p>児童相談所長 委員</p>	<p>児童相談所を開設してまだ 1 年というところですので、まだ算出に耐えうる基礎的なデータが揃っていないというところがございます。</p> <p>今後になってくるとは思うのですが、例えば虐待とか養育に様々な困難を抱えているということが、想定されているルートではないところから発覚するものなども、何らかの形で集約できるのであれば、それも含め保護の必要性も少し網羅的に、取りこぼしのないような数値の出し方ができるかもしれないと思つての質問でした。</p>
<p>委員</p>	<p>今、補足率というお話も出しましたが、私が一つ心配しているのが措置変更率です。また、あまり日本で言われてないかもしれないのですが、再措置率についてです。保護された、あるいは措置になっていた子どもが家庭復帰等で社会的養護を離れて、再び一時保護等に戻ってきってしまう再措置率というのも一緒に捉えた方がいいのかなと思つます。その場合は子どもの傷が深くなっていると予測されますので、通常の里親委託では難しい場合もあるかもしれないといった点も考えていけるといいかなと思つました。</p>
<p>児童相談所長 委員</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。確かにこの措置変更率、再措置率、非常に貴重なデータだと思いますが、先ほど申しましたようにまだ開設 1 年でその積み上げの中でデータとして足りるだけのものを出すことは大変難しいところです。ですが、こちらにつきましても都の様子などを見ながらできるだけ反映していきたいと思つます。</p>
<p>委員</p>	<p>私の方から現場の実感をお話いたします。里親登録数ですが、江戸川区は令和 2 年に児相を開設して令和 5 年度末までの状況で、当初30件くらいだったものが45件くらいになり4年間で約15件の伸びという状況です。そうすると倍率的には 1.5 倍位です。このことから推計値ということは十分わかっていますけれども、2.59 倍というのは大変な数で、本当に達成できるのかと思つます。推計で出していくのは簡単だとは思つますが、数字が実態に伴うかという点について、どのように考えていったらいいのだろうかということをおつたため、老婆心ながらお話をさせていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>委託率というのが現行のものをもとに出していると思うのですが、登録数が増えたときに同じ委託率のままを推移していくのかというと、ちょっとわからないと思つます。つまり、これまで里親を選択しなかった人にも、これからは積極的に呼びかけていくことだと思つますので、そうなったときに現状のその委託率そのまま推移すると見ていいのか、疑問に思つたところです。</p>

委員	<p>委託中の里親家庭 38.5%というのが前提にあります、これは例えば 50%とか 60%にしていくのがいいのか、あるいは 20%とか 10%のようにより厳選していくのがいいのか。はたまた 38.5%というのがちょうどいい数字なのか。その辺りはどのような認識なのでしょう。</p>
児童相談所長	<p>質問がいくつかありましたので、順番にお答えします。</p> <p>全里親登録数のうち、委託している家庭が31.5%ということは半数以上の家庭が委託されていないという状況です。これは日本の里親制度の大きな課題でもあります。今の豊島区でも、未委託家庭にいかにも里子を委託するかという点は重要な課題として捉えているところがございます。従いまして、委託率は上がるほど良いと考えていただきたいと思います。</p> <p>また、国の検討においても、単に里親委託率や里親数を伸ばせばいいという訳ではなく、質もしっかりと議論していく必要があるという点を、何人もの方が取り上げていることを国の委員会の会議録から確認しているところです。4 ページの、将来に向けて必要な登録数として、令和 7 年で 142 名必要というのは、国の計算式によるものです。仮に江戸川区に置き換えると 300 人ぐらい必要だということになります。ですから、国や都の数字を横引きにして数字を出すことが、委員の皆様や私ども行政側の責務かという、そうではないと考えております。私達は現実的な数について検討し、委員の皆様の専門的な知見をいただきながら、里親さんをどのようにフォローしていくのかといったことや、当事者の方々のご意見いただいて、児童養護施設、乳児院、フォスターリング機関も含めた地域の役割等をどう加味していくのかということを考えていくことができればと思っております。</p>
委員	<p>児童養護施設の側面から申し上げますと、児童養護施設に入っている子どもが措置変更され、1 年以内に帰ってきてしまう場合が少なからずあります。戻ってくる理由は、とんでもない理由だったりすることもあります。そういう数がこの先どの程度見込まれるのかという点は、本当に考えないといけないと思います。</p>
委員	<p>推計の話だったのであまりこの場で申し上げるのはどうか思いましたが、代替養育を必要とする子どもの数の推計を考えるにあたって、今後の審議の課題にもなってくる、パーマネンシー保障をどのように考えるかを踏まえ、推計を考えていかないといけないだろうと思います。特に措置が解除になった後に再措置にならないようにするためにも、家庭支援のメニューをしっかりと充実していくとか、そういうことが併せて必要になっているわけで、なかなか推計値だけを見てその向こう 5 年間を決めていくことは難しいと個人的には思います。ですので、一旦はこの推計について議論がされた後に、それ以外の目標となる数値も加味しながら、検討していく必要があるのかなと思いました。</p>
部会長	<p>私の方からも確認させてください。実数と推計値とを、一応区別して把握したいと思えます。例えば 2 ページ目の一番上ですね。「(2)代替要員が必要となる児童の割合」の児童人口は令和6年 4 月 1 日、つまりついこの前という訳になりますが、その時の実数と思っていいたいでしょうか。30,784とは実数でしょうか。</p>
児童相談課職員	<p>はい、その通りです。前のページで出ている「③児童人口推計」の令和 7 年度は30,662人になっていますが、こちらは推計値となっております。今、部会長からおっしゃっていただいた 2 ページの30,784人っていう数字、こちらが住民基本台帳上の数字ということで実数となっております。資料上、必ずしも一致しない部分があります。</p>
部会長	<p>区とすれば基本計画を一番頭に置いて資料を作るのは当然だと思います。30,784人に対し109人で0.35%。全国平均は0.2%、500人に 1 人ですから豊島区はたぶん全国平均よりは少し多めということになるでしょう。でも、それは西ヨーロッパに比べれば遙</p>

<p>児童相談課職員</p>	<p>かに少ない。0.8%とか、オーストラリア等はずっと高いですね。全国的な課題だと思いませんけれども、そこも議論されるべきだろうとは思っています。その下の表で、「施設入所措置・里親委託数の内訳」の中で里親の28人、ファミリーホーム4人、合わせて32人。これが現時点の里親とファミリーホームにいる子供の数ですよ。この32人は豊島区内の里親、あるいはファミリーホームは何人で、豊島区以外は何人かというのはわかりますか。あるいはそれぞれの家の数です。</p>
<p>部会長</p>	<p>里親委託されている28人のうち、豊島区内に委託されているのは1家庭です。ファミリーホームは区外のファミリーホームに4名入っておりますので、トータルすると区内には1名のみ在籍となっております。</p>
<p>児童相談課職員</p>	<p>28人のうち2人だけが区内の里親にいらして、この28人は預けている家の数でいうと何家庭になりますか。</p>
<p>部会長</p>	<p>28名中でいうと27家庭になります。1人だけのきょうだいケースが入っているので、27家庭の委託となっております。</p>
<p>児童相談課 部会長</p>	<p>そのうち1軒は豊島区。ですから26軒が豊島区外の里親と正しいですか。そうなります。</p>
<p>児童相談課職員</p>	<p>4ページ目に今後の里親等委託率についての考え方が出てきますが、令和7年度の委託児童数55名が目標になるわけですね。今が32名のものを55名にしていきたい。里親登録数は142人ですよ。先ほどからお話がある通り、今、都の委託中の里親家庭が38.5%であり、ずいぶん下がったと思います。10年前、私が都庁で里親担当をしている時は、ちょうど50%ぐらいだったのです。当時の全国平均が40%ぐらいではなかったかと思いますが。都は全国平均よりは預けられているなど当時思いましたが、同じ状況になってきたなどというのは痛感しています。豊島区としても令和7年度は142家庭を確保して、55人預けたいということですが、142家庭を全て豊島区で賄おうという考えがあるわけではなく、必要な数を出してみたということでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>実際は東京都内の里親は相互利用という形で委託していますので、豊島区の子どもを全て豊島区の里親に委託するというわけではありません。あくまでも推計値として出したものです。</p>
<p>児童相談課</p>	<p>わかりました。実際、豊島区内の里親も豊島区外の子どもをたくさん預かっていますからね。ほかに何かありますか。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>どうしてもこの推計にご意見が集中するかと思います。これは国の計算式に基づいて出した数字ですが、皆様がおっしゃる通り、里親を増やすということがどれだけ大変であるかということは私自身も実感しているところです。</p> <p>今、私ども児童相談所が直近の目標としているところは、豊島区の22の小学校区ごとにせめて2人ずつの里親を確保しようと考えております。これについては民生児童委員の皆様に向けた会議等でもお話しておりますし、区長にも説明しているところです。これは、一時保護所にいる子どもたちであっても、(小学校に通うことが可能な児童については)せめて小学校に通える環境を整えてあげたいという考えに基づくものです。里親委託できるご家庭が38.5%という現状は、2人に1人も満たない状況です。小学校区ごとに2人ずつ里親さんがいることで、2家庭の里親さんの内、せめて1人の方に子どもを委託させていただくことで、学校に通わせることができる環境を整えることができるのではないかと考えております。小学校区に2人ずつ里親家庭を確保するという事は、相当高い目標であるとは思っておりますが、地域の方々には理解が得やすい説明になっていると思います。単純に数字上の計算をしたものではなく、民生委員や主任児童委員の方からもご理解い</p>

<p>委員</p>	<p>ただいているところですが、これが独り歩きしてしまうわけにもいきません。皆様方のお知恵をいただきながら、国や都の方向性を踏まえつつ、里親の今後の見込み数等を、豊島区の委員の皆様と一緒に考えてまいりたいと考えております。</p> <p>里親委託率が38.5%ということではありますが、都の数字ということですのでおそらく一時保護やショートステイを受けている里親はこのパーセンテージに含まれていないと思います。国の推計値の出し方という前提ですと、計画の方に大きく載せるというわけにはいかないと思うのですが、一時保護等も踏まえて考えないと本当に未委託の家庭は何%なのかという実態がわからないかと思えます。例えば、現在の里親の中で、活動できる家庭の数を出していかないと、あとどのくらい里親を増やせばいいのかといった把握も難しくなってしまうと思うのです。ゆくゆくはそういったことも数字に入れ込みながら考える方がより現実的な計画になっていくと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>児童相談所長がおっしゃっていた、小学校区で里親を増やしたいというのは、小学校に通っている子どもがいるご家庭のところにターゲットを絞ってということでお考えですか。それとも豊島区全体の小学校区ということでしょうか。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>豊島区の小学校区全体ということですが、22ある小学校区ごとに2人ずつ里親が配置されていますと、子どもが保護された時に例えばある小学校区に2人の里親がいらっしゃるので、どちらかに尋ねてみて地域の小学校に通えるかどうか、保護された子どもの意向も含めて聞いてみる事ができる。子どもが学校に通えるという可能性も含めて選択肢が増えるのではないかと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>豊島区にも里親部会があると思いますが、里親登録をしようとする方々の事情を想像すると、不妊治療をしていてなかなか子どもができないので、何とか子どもを欲しいと思った結果、里親にいきつく方々が多いです。小学校区という校区に限定する形もそうですが、里親のターゲットをどこに持っていくかということはいくつか具体的なものを絞っていった方がいいのかなと感じます。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>ご意見を今後の参考として、これから現場と話し合いを進めていきたいと思えます。また、委員からご意見いただきました一時保護の数についてですが、非常に貴重なご意見で、国も里親への一時保護委託を十分に活用していくようにという方針がでておりますので、こちらも活用していきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>里親委託率を上げていくということを考えた時に、里親登録の世帯数を増やすということと、その先にある未委託里親の率を減らすこと、あるいは不調による解除を減らすということが混同されていることが多いのではないかなと思っています。ですが、里親登録数家庭を増やすということと、未委託里親や不調による解除を減らすということはそれぞれアプローチが違うと思うのです。</p> <p>もう少し分解していくと、例えば未委託里親がいる時に、里親自身のニーズであるとか、あるいは児童相談所の子どものケースワーカーの、この子を預けて大丈夫だろうかといったことや里親に対する眼差しです。あるいは、里親家庭への委託候補となっている子ども自身の視点です。おそらくいくつか要素があって、どこにアプローチをするのかということもこの計画の中に盛り込まれていくと思えますが、何か因子になっているのかということ整理した上で議論していかないと、漠然としていてわかりにくいというのが率直な思いになります。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>今、委員がおっしゃられました通り、里親数を増やすということと、未委託家庭を減らすということは全く別の問題です。ただ、これは永遠の課題であって、都もまずは数を増やさないと未委託の家庭が減らないと考えています。単純な問題ではありませんけれども、こ</p>

<p>部会長</p>	<p>れまで里親の二重登録ということをやってこなかった。養育家庭という名前で、里親は里親として、養子縁組とは別のものなのだと明確に分けていたのですけれども、特別養子縁組を前提とする養子縁組里親になっていただいた方は、養育家庭としても登録できるということにしました。</p> <p>なぜこのようなことにしたかという、一つは里親の数を増やすということ、養子縁組は1人の子どもに対し13倍～15倍という高い競争率であるため、委託できない期間が長くなりがちです。そのような中で、少しでも養育の体験をしてもらおうという意図があります。</p> <p>私が見聞きする限り、区児相にフォスタリング機関が入っているところはフォスタリング機関が未委託家庭のサポートをすごく一生懸命されているという印象を受けます。フォスタリング機関が入る意味はいろいろありますけど、これまでなかなかサポートしきれなかった未委託の家庭に何とか預けられないかということ、家庭訪問を頻繁にしながらやっている点は、すごいなと感じています。</p>
<p>委員</p>	<p>今、豊島区はフォスタリング機関をお持ちですね。フォスタリング機関は二葉乳児院でしたでしょうか。あちらの動きはいかがでしょうか。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>職員も5名おり、経験豊富なスーパーバイザーもいるので、強力な体制で臨めていると思っております。今年度の課題は未委託家庭へのフォスタリング機関の活用と行政の役割ということ。未委託家庭に様々な研修等を実施していただいておりますが、いくら研修を実施しても未委託家庭は未委託家庭のまま残ってしまうという現実を何度も見てまいりました。それでは駄目だということで、どうして未委託家庭のままなのかということ今年度はしっかりと現場と研究し、未委託家庭解消に努めていきたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど委員のお話にありましたように、里親を増やすことや里親の委託率を上げていくためには、これまでと違うことをしないとおそらく無理なのだろうと思うのです。それは大きく二つあって、一つは里親支援センターの活性化ですね。それをもっと強力に進めていく方法がないかということ議論していくことが一点目の大事な部分だと思うのです。</p> <p>もう一点は、今回の社会的養育推進計画の目玉である、パーマネンシー保障の視点だと思っております。パーマネンシーということは施設措置や里親委託しないで済むようにするということですが、この場合も里親に委託することを視野に入れて里親を増やすということを考えると、現在は0件である親族里親を増やしていくということは考えられるのではないかと思います。ただ、一人暮らし家庭が多い豊島区の実情から、豊島区外のところに親戚の方がいらっしゃるケースも考えられると思います。おじさんおばさんでも養育里親になることができますし、祖父母も親族里親になることができます。親族里親を増やしていくということは家族維持にも繋がりますし、これからとても大事ではないかなと思っております。実際、委託率を上げているところは、親族里親の割合が非常に上がっているところが指摘できます。それらの点を考えていくことが大事なのかなと思いました。</p> <p>それから、前回の議事録を読ませていただいて、気になったことを二点よろしいでしょうか。一点は、一時保護所の定員です。開設当初から定員オーバーし、一時保護委託が一定数行われているということで、都は施設で一時保護委託を受ける枠がなかなかないため非常に苦労してらっしゃると思いますが、これを社会的養育推進計画の中で一時保護の定員増を考えるということを少し検討してもいいのかなと思っております。今のように恒常的に、ほぼ毎月定員オーバーし続けているという状況であれば、考えていくことが大事ではないかなと思いました。</p> <p>二点目はショートステイです。豊島区内に児童養護施設や乳児院等がないということで、ショートステイは施設が実施しているところが多いため、施設を誘致するかどうかとい</p>

	<p>うのは今回の諮問事項の一つです。誘致できればショートステイをお願いするということでもいいのですが、ショートステイは家族維持に重要なツールだと思うので、区として施設を作っていくということも考えられるのではないかと考えています。私は今、千葉県の浦安市に関わっているのですが、浦安市も人口は 20 万人近くいる中で児童養護施設等がなくしてショートステイは別の自治体に頼っている状況でした。ですが、それではもう対応は無理だということで、独自に施設を作り、運営を法人に委託し、利用件数が増えている状況です。それはおそらく家族維持に大きく影響を与えているのだらうと思いますので、ショートステイを豊島区としてどのように考えていくのかということは、社会的養育推進計画のテーマの中でも大事な一つであるかと思っておりますので、今日のテーマとははずれますけれども、感じたことを話させていただきました。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>ショートステイについては後ほど子ども家庭支援センター所長から回答させていただきます。</p> <p>まず、三点についてお答えします。まず、パーマネンシー保障の件です。実親に準じた養育ということで、韓国なども委託率が高いのは親族里親です。大切なご意見をいただきましたので、親族里親について、現場でも検討していきたいと思っております。</p> <p>そしてフォスタリング機関の活用につきましては、区長からも「フォスタリング機関をもっと活用するように」という指示をいただいております。いただいたご意見を区長とも共有しまして、活用を進めていきたいと思っております。</p> <p>また、一時保護所の件でございます。定員が少ないためオーバーしているという状況ですけれども、私も豊島区に来て初めて定員が幼児 4 人、男児 4 人、女児も 4 人という小規模な保護所を初めて経験しました。しかし、多少落ち着かない、荒れていた子どもたちも 1 人 1 人が個室で生活し、全体の空間も家庭的な雰囲気が保たれていますので不思議と落ち着いてくる。小規模な保護所ということがメリットとなって、家庭的な雰囲気を作れているなど感じております。現在の定員を前提に定員を超えた部分につきましては、里親さんを増やすことで対応するなどを考えていきたいと思っております。</p>
<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>現在のショートステイの状況につきましては、区外施設の乳児院 1 か所、児童養護施設 2 か所へ委託しております。また、区内の委託先は、協力家庭が 4 家庭と、唯一の区内施設である母子生活支援施設 1 か所となっております。</p> <p>ショートステイは家庭復帰時に家庭をサポートする支援と、一時保護に至る前の支援で活用できます。家庭支援の一環として区としても増やしていきたいと考えておりますが、里親と同じように協力家庭の拡充は難しく、ファミリー・サポート・センターの援助会員への周知や、里親の活用について児相と相談しながらお願いしていきたいと思っております。</p>
<p>部会長 事務局</p>	<p>では、続きまして資料3につきまして説明をお願いします。</p> <p>「資料3 当事者への調査・ヒアリング 実施検討案」についてご説明します。</p> <p>「1 基本的な考え方」としまして、三点挙げております。一点目、区の特性に対応した計画を策定するため、当事者である子どもをはじめとする関係者へのアンケートやヒアリングを実施し、その意見を計画に反映させる。二点目、基礎的な事項については、先行する調査研究結果等がありますので、そちらも活用しまして、区が行うアンケートやヒアリングについては、区の課題に関する内容にできる限り特化して行うことで、回答者の方への負担をかけないように留意していきたいと考えております。三点目、先ほど冒頭でも申し上げましたが、ヒアリングについては、対象者を臨時部会にお呼びするという形ではなく、対象者の希望に応じて訪問等により行いたいと考えております。区の職員による実施や、臨時部会の委員の皆様によるヒアリングを考えているところでございます。</p>

二点目、具体的な対象ごとの実施方法についての案でございます。対象者について5類型を挙げさせていただいております。まず一つ目の「当事者である子ども」については、「当事者である子どもの権利擁護の取組」や「一時保護改革に向けた取組」、そういった関連項目に資するヒアリングをしていきたいということで、対象者として想定しており、豊島区の措置児童、自立援助ホーム委託入所者を対象にしたいと考えております。この措置の中には一時保護所に入所している児童も含んでおります。実施方法としては、対象者にアンケートを実施いたしまして、アンケート回答者の中からヒアリングに応じていただける方を選び、直接ヒアリングをしていきたいと考えております。また、できるだけ子どもに負担をかけない形、例えば集団ヒアリングなども検討してまいりたいと考えております。アンケートの実施方法については一時保護を含む施設、里親または児童福祉司経由でアンケートを配付し、回収は本人が封緘したものを回収するということを考えております。アンケートの主な観点としては、現在の生活、またはこれからの生活について、現在きちんと意見聴取、意見表明ができていくかという内容についてお聞きしたいと思っております。

二点目の「社会的擁護経験者」につきましては、「策定要領における関係項目」に記載の通りでございます。対象者につきましては、家庭復帰経験者等についてもお聞きできるような検討してまいりたいと考えております。実施方法につきましては当事者である子どもとともに、対象者にアンケートを実施しまして、その中から何名かヒアリングができればと考えております。実施方法は当事者である子どもと同様に、施設、里親または児童福祉司経由で配付ができないかということも考えておりますが、WEB方式の方が回答しやすい場合もあるのではないかとということで、そちらも検討しております。調査項目としては、一時保護、施設・里親のもとでの生活について、できたこと、できなかったこと、改善要望について、また、退所後の支援について、また、今後必要な支援や仕組みについてなどを考えております。

この「当事者である子ども」と「社会的養護経験者」につきましては、6月にアンケート作成を行い、7月までに配付、回収、ヒアリング対象者への依頼を行い8月にはヒアリングを実施しまして、部会にご報告していきたいと考えております。また、その内容を計画案の中にも盛り込んでいきたいと考えております。

三点目、四点目の「里親」、「ファミリーホーム」につきましては、「里親等への委託の推進に向けた取組」に関連する項目という形でお話を伺いたいということで、区内里親34家庭の中から選定させていただき、ファミリーホームにつきましては、現在は区内2施設ございますので、そちらの方を対象にしたいと考えております。訪問ヒアリング、また部会でのヒアリング等が可能ではないかと考えております。主な観点の方につきましては、記載の通りでございます。

最後に五点目、「児童養護施設等」につきましては、こちらの「対象者数等」のところをご覧くださいますと、区措置先の施設が現在約40施設ございますので、その中から対象を選定していきたいというところですが、また、区の委託事業者の中からも選定をさせていただきたいことと、区内施設として母子生活支援施設が1施設ございますので、そちらもヒアリングの対象者としてまいりたいと思っております。「主な観点」は記載の通りでございます。最後の※の部分でございますが、今回の社会的養育推進計画にはパーマネンシー保障という観点がございますので、子ども家庭支援センター、保健所等での相談妊産婦・保護者に関しても、調査等をどのように行っていくかということにつきましては現在、関連部署の中で検討しているところでございます。

部会でのご意見・アドバイス等を踏まえまして、対象・実施方法等を作成いたしました

	<p>が、委員の皆様のご意見をいただければと思っております。先ほど都の社会的養育推進計画など、進捗の話がございましたが、都及び本計画を策定する各区で同様の調査が実施される可能性がございます。既に世田谷区の方ではアンケート、ヒアリングに着手したという情報をいただいております。そういったことから、同じ方に複数の自治体からヒアリングの依頼がいかないよう、なるべく重複がないようにまずは豊島区の措置児童や、区児相が設置された後の社会的養護経験者、区内の里親・ファミリーホーム等を優先的にヒアリング実施していきたいと考えております。また、今課題として考えておりますのが、当事者である子どもへのアンケートをどのような形で聞いていくかという点です。特に先行調査の中にはなかった項目でこれは聞いておかななくてはいけない項目、聞いておくべきである項目、または重要な事項や、豊島区にとっての課題に特化した事項というものを区として抽出してまいりたいと考えております。その点につきましても、委員の皆様にご意見ございましたら教えていただければと思っております。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長 委員</p>	<p>委員の皆様からご質問、ご意見などありましたらお願いします。</p> <p>基本的な考え方に区の特性に対応した計画とか、区の課題に関する内容に特化してというところが書かれているのですが、具体的に豊島区の特性や課題というのはどのようにお考えでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在は全国または都内共通の課題の方が基本的には多いものだとは思っております。区の特性という点につきましては、豊島区は大きな繁華街を抱えている点などで関わる児童の特徴があると思いますが、明確にはまとめきれてない現状です。本来であれば、この案の段階でそこまでお示しできればよかったですのですが、まだ明確化できてない現状でございますので、調査にあたっては、児童相談所の現状とも照らし合わせながらお示ししたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>「当事者である子ども」について、対象者は小学生以上の 80 名と書かれていますが、就学前の子どもたちの意向はどのように意見として聞き取ろうとされるのか、これはここでは聞かないのか等、お考えがあればお伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討案として小学生以上と書かせていただいておりますが、ここはぜひ委員の皆様にもご意見をいただきたいところです。未就学児であってもその年齢に応じた聞き方でこういったことが聞けますという部分があれば教えていただければと思います。本来であればどの年齢の子どもにも意見は聞きたいところです。国からも手法等は出てきているところですので、区としても検討して参りたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>施設の側からの意見ですが、アンケートといえば、第三者評価で利用者調査を必ず行っています。最初の項目は「施設での食事は美味しいですか」から始まり、13項目にわたって毎年、必ず子どもたちに対して第三者評価の委員が直接調査するというアンケートがあります。福祉ナビにも各施設の状況が載っていますから、そこは確認するといいかないと思います。それともう一点。アンケートを作って、どのような形で施設の子どもたちに渡すのか、現時点でどのように考えておられますか。手段として、郵送等で施設に送って回答してもらうようにお考えでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その点についてもどういった形ですと依頼を受けやすいか、委員の皆様にご相談させていただきたいと考えております。先ほどの話の通り、施設によっては都や各区の調査が重複して届く可能性も懸念しております。様々な自治体から子どもに対しての調査依頼が届くことで、施設側のご負担が増えることを避けるため、このような進め方が良いのではないかとといったご意見があればいただきたいと思っております。</p>

委員	<p>各施設に郵送することで、職員が実施してしまうと、あまり効果がないと私は思っています。できれば施設に赴き、子どもを集めるかどうかは別にして、きちんと趣旨を説明した上で書いてもらう方が、ストレートな結果が出てくるように感じます。</p> <p>それからもう一つ、優秀な子は意外とアンケートにきちんと当てはめて書けるのですが、そうではない子どもたちの意見が一番欲しいのではないかと考えています。それをどのように集めるのかという手段がないので何とも言えないのですが。あとは幼児になりますが、第三者評価の中でも、書ける子は自筆で書いてもらっています。何かしらの障害を持って支援が必要な子は面接調査で、その面接者が代筆をして答えてもらうようになっています。幼児に関しては、遊びながら答えられる子については遊びを通じて答えてもらい、反映するというような手法で取り入れています。</p>
事務局	<p>一番の当事者である子どものアンケート実施方法を書いておりますが、今のお話をお伺いすると、場合によっては児童福祉司などが施設にきちんと趣旨説明をした上で行うプロセスの方が、よりよく実施できるのではないかと思います。</p>
委員	<p>私は都外の施設で役員をしていることから、委員がおっしゃったことと同じことを考えています。第三者評価で子どもたちの意見を聞くアンケートは必須ですので、毎年必ず行っています。その結果が戻ってくると、今度は施設の中でも検討しますが、理事会でも検討する、とても大事な子どもからの情報になっています。</p> <p>例えば部屋が汚いといったことまで書いてくれるので、そうすると実際に掃除ができていないことや、掃除の割合が下がっていること等が判明するので、とても大事なものになっています。委員はよくご存じでしょうが、どのようなやり方かといいますと、第三者評価の事業者から送られてきて、子どもたちがそれに回答し、施設の職員を経由することなく、子どもがそれぞれ封書で戻していくので、誰がどんなことを書いたかは絶対わからないように回答できるようになっています。おそらく、そのような形式でのやり方の方がいいなと思っています。それから、書けない子どもについて委員もおっしゃっていますけれど、書けない子の場合、一緒に職員がついて、誘導はしないような形で書いてもらうようになっています。参考にしていただけるといいかなと思います。</p>
委員	<p>全般的なことから三点ほど大事にするべきだなと思っていることで、資料に書かれてないことをお話します。一つ目は発達や年齢に応じてファシリテーションの仕方はかなり変わってくると思う点です。乳幼児の場合と、小学生、中高生の場合のように。あとは障害の特性をお持ちの子どもにどのように聞かせていただくかということも異なってきますので、その辺りをどのようにグループ分けをしていくのか。子どもの意見聴取に当たる人が事前にどのようなイメージを持って臨むのが大事ななと思いました。また、関連する話として乳幼児、特に幼児については、国のこども・若者の意見反映の検討プロジェクトの中で、知らない人が突然来ると怖い・緊張するという声がたくさん上がっていました。特に小さな子どもは、プライバシーとの兼ね合いでどのように考えるかも一つのポイントですが、子どもが普段生活している場や顔をよく知っている人がいる場を用意することが安心の材料になり、思いを聞かせていただくことの一つのきっかけになるのかなと思っています。</p> <p>二点目は、このヒアリングをすることに関係しての安全な配慮をどう考えるかということです。ヒアリングは聞き取るというように結構一方的な行為です。つまり、子どもが話したいことを自由に話せる場になかなかしにくいものですから、誘導が生じやすいことや、自分の思いを聞いてもらえない、あるいは消費されてしまったといったことが起こりやすいものです。本当は子どもが答えたくないのだけれども、質問者が意図せず深掘りをしてしまい、実は嫌な思いをした。でも、質問者は帰った後、ケアをしている人がフォローするとい</p>

委員	<p>うこともあります。最近、セーフガーディングの議論がされていますけれども、都では子どもにヒアリングする時に、どのようなセーフガーディング上の配慮をしていくといいかといったことも、昨年度末資料にまとめてございます。そういうものを参考にされるといいのかなと思いました。</p> <p>三点目はこのスケジュールの中で子どもに対するフィードバックが入っていないかなと思いました。子どもに対して、あなたに聞かせていただいた意見はこのように私達は受け止めましたよと報告する前の段階のフィードバック。そして、計画のどこの部分にどのように子どもの意見を反映したのかということ、わかる形で協力してくれたお子さんたち、あるいはこの計画の対象となる子供たちに適切にフィードバックをしていくということがとても重要なと思います。この辺りは事務局の方とご相談をしながらと考えておりますが、私からはファシリテーションと安全配慮、フィードバックの重要性ということをお伝えさせていただきます。</p> <p>ヒアリングの方法なのですが、「社会的養護経験者」については、WEB方式を検討と書いてありますが、ぜひやられた方がいいと思います。そちらの方が回答率が上がると思います。「当事者である子ども」についても、既に携帯などお持ちの子もいるので、できるだけ回答しやすい方法を用意できるとよいと思います。手書きでもいいのかもしれませんが、色々な方法を戦略的にできるようにすればいいのではないかなと思いました。</p> <p>また、「児童養護施設等」ですけれども、豊島区には児童養護施設がないですね。そうしますと他自治体の児童養護施設に行かざるを得なくなって、区の特性や課題に解決する内容に特化するという部分があまりなくなってくると感じます。様々な児相設置区が児童養護施設に同じような質問とかするのは、それは養護施設の方も大変でしょうし、場合によっては他の児相設置区と協力して、分担して情報を共有するみたいな方法もあるのかなと思いました。もし豊島区に特化するのでしたら、NPO 団体がたくさんあると思いますので、その辺りについても聞けば、社会的養護経験者の方がそこを利用されたりして豊島区に特化した意見が何か聞けたりするのかなと思いました。</p>
事務局	<p>回答手段を増やすというのは非常に大切な観点だと思いますので、なるべく選択肢を用意できるように検討してまいりたいと思います。「児童養護施設等」につきまして、各区や自治体から同一の児童養護施設に、似たような調査が重複することが一番危惧するところでございます。現在、児童相談所の設置区の中での検討ワーキンググループというものがございしますが、その中でも同様の懸念がされておりました。そういった点も踏まえ、検討ワーキンググループの中でも調整を行っていきたいと考えておりますが、その中でも世田谷区は先に進めているというところなので、動向を見ながら他の自治体が聞いたことも活用しつつ、豊島区が本当に聞きたいことは何であるか整理した上で、ご負担をかけすぎないような形で実施してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>ちょっと耳が痛い話になるかも知れませんが、私も都の職員から江戸川区、それから大田区と色々見てきました。区の職員は自分たちの区には特性があると言いますが、果たしてそれぞれの区の特性というのは本当にあるのでしょうかということ。相談傾向等は若干違いがありますが、区の課題という部分に、突出したものがそれぞれの区にあるのでしょうか。実際には東京全体として同じような課題であって、大都市圏の課題みたいな所に集約されてくるのではないかと思います。私自身が色々な場所を渡り歩いているものから、そのように少し思いました。</p>
事務局	<p>社会的養育推進計画の現計画は、都が策定した計画を各区も準じて使ってきたものです。今回、豊島区をはじめ児童相談所を設置した区においては、国の技術的助言により、</p>

<p>児童相談所長</p>	<p>それぞれが作るべきということで今回検討を始めたものですが、子どもについても他の課題についても基本的には委員のおっしゃる通り、大都市圏の課題ということで大きく括ることができる部分はあるかと思いますが、例えば、豊島区内には母子生活支援施設が1施設のみで児童養護施設などがない中では、里親やファミリーホームの役割が大きくなります。そのような中で、区外で生活している子どもや、区内の当事者の意見を十分に伺いたいと思っております。</p> <p>四点ほど、私が感じている豊島区の特徴ということでお話をさせていただきます。一点目は外国籍の子どもが多いこと。人口に占める割合も多いですけれども、一時保護に至る子どもでも関与することが多いです。中国だけでなく、ミャンマー、ベトナム等々、言葉の問題等で困っていることもございます。</p> <p>二点目は、池袋という繁華街を抱えておりますので、夜間繁華街で浮浪していたような子どもたちの保護が目立ちます。</p> <p>三点目は、いわゆる教育虐待と呼ばれる、進学などに係る課題を抱えている子どもも多いことです。豊島区内にはいくつか進学校がございます。こうしたところにどうしても入れたという方々がいらっしゃいますので、教育の課題を抱えた子どもたちが一時保護されますと、教育の連続性、子どもたちの学習への不安等々に直面することがございます。</p> <p>四点目は夜間ラブホテル街で保護される子ども等、性被害を受けた子どもたちが入所してくる点です。性被害児に対する心理ケア、あるいは医療的なケアが必要な場合や、赤ちゃん問題もございます。そうした問題に直面しているところが、豊島区の特徴といえると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私もこの区の特性・課題とは何だろうと思ひ、委員の皆様の見解になるほどと思ひました。また、児童相談所長の意見を聞いても、やはり大都市特有の課題というところはあるのかなと思ひましたが、そうであれば豊島区がどうしたいのか、どのように重点的にやりたいのか。そういう観点から豊島区らしさを出すというのも一つの手法かなというふうに思ひました。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃる通り、豊島区の現状の特性と、今後どのようにしていきたいのかというところで、今回の諮問では区長から、区における社会的養育のあり方というところも特化して二段書きで示しているところです。まさに区としてこうしていきたい、こういうあり方で進めたい、という形をお示した上で、ぜひ皆様のご意見をいただきたいと思っております。そのような観点でもきちんと案を出していきたいと思ひます。</p>
<p>部会長</p>	<p>私が所長をしていた児童相談所の一時保護所に第三者評価が入る時には、たくさん質問をされるという立場でしたけども、第三者評価の人は少なくとも2～3回は来たと思ひます。1回目は子どもたちに自分たちはこういうものです、こういう趣旨でアンケートをとりますと説明をして、ちゃんと密封して糊付けできる封筒を置き、密封して提出してください、後日回収に来ますからと説明していました。そのため、一時保護所の職員は密封した封筒を置く場所を作るくらいで内容には一切関わらない。保護所の職員がアンケートに関わらないということ子どもたちに見えるような状態にして、第三者評価をやっていましたね。その後の子どもたちへのヒアリングも当然、職員は関わらない。何を話したかも知らないという状態でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。今回、委員の皆様から教えていただきました第三者評価、そちらが参考になるということわかりました。子どもたちも第三者評価を受けている側という意味では、その手法に則った方が分かりやすいと思ひますし、全然違うやり方よりも良いと思ひます。子どもからの意見を吸い取りやすい形でこれまで蓄積されたものが第三者評</p>

	<p>価値であると思いますので、第三者評価のやり方を確認し、どういうことに留意して子どもの意見を聞き取っているか研究させていただいた上で、それに則る形で進めてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございました。</p>
委員	<p>今の話ですけれども、先ほど委員がおっしゃっていたと思いますが、都の審議会で意見表明支援員のあり方を検討する部会があり、その部会において委員全員が施設の子どもたちへヒアリングをしたのですが、その時にマニュアルを作っています。公表してないようですが、区であればそのノウハウをお渡しするのは大丈夫だという話は聞いたことがありますので、確認いただいてもよいかと思います。それを参考にさせていただくといいかなど思いました。モデル事業に向けてヒアリングしたものです。</p>
委員	<p>子どもがどういう場所だったら話しやすいかと、声を上げることはどういうことか等、いくつか施設や一時保護所を回り確認しました。生活の場の侵襲でもありますし、どのようにファシリテーションしたらいいのかということを事前に議論しまして、まとめたものを共有した上で、子どもたちに会いに行ったという経緯があったかなと思います。そういうものは今回も活用できるかと思います。</p> <p>また、先ほど伝えそびれたことですが、これまでも制度政策に子ども・若者の声を聞くヒアリングを色々やってきたと振り返っていて、結構な頻度で子どもから生活の場で受けている困りごと、あるいはこれは権利侵害事案なのではないだろうかといったこと、施設ではないけれど学校でいじめを受けている等、権利擁護上、疑問符がつくような声が聞こえてくる場合があります。その時、それを聞き取った場合にその後どういうふうに対応していくのかみたいなこともあらかじめ念頭に置いて取り組むべきだと考えます。どのような報告ルートで対応していくのか等、準備をしておかないと聞けば聞くほど色々な話が出てきます。聞いたはいいけれども、対応できないと、子どもにとってはせつかく声をあげたのにということになりかねません。あくまでも計画に声を反映する目的ですけども、それだけが目的ではなく、聞くことを通じて、君達の声がこれから作っていくというメッセージというか、協力してくれた子どもへのエンパワーメントにも繋がっていかないといけない。そういう意味でのメッセージとか情報提供とか、何かあった場合の対応みたいなことをトータルで考えていくことが大事かなと思いました。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。都には情報提供いただけるか確認してみたいと思います。また、委員からいただいた内容につきましても、大切な視点であると考えております。</p> <p>ヒアリングの過程で権利侵害に関わることや、被措置児等虐待の疑いが出てくるかもしれません。豊島区は権利擁護部会の中でそういった疑いに関することが発生した場合の流れを定めておりますので、その時には速やかにその流れに沿って動くつもりであります。また、そこまでいかない場合でも、子どもが困っていることを伝えてくれたというところについては、おっしゃっていただいたようにエンパワーメントに繋がるようなフィードバックや、言ったことで何かが改善する、その意見がきちんとどこかに通じたといった視点も大切にしていきたいなと思っております。今回、委員の皆様にご意見いただいているところですが、引き続き委員の皆様、それぞれの知見をお借りしたいと考えております。施設やそれぞれのご所属があるというところでは、この当事者ヒアリングの具体的な内容を詰めていく段階の相談につきましては、委員の皆様それぞれご相談させていただくことはあるかと思います。</p> <p>また、意見表明等支援という観点からもこの当事者ヒアリングのあり方について、ぜひご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>次第に沿って一通りの説明とご審議をいただいたところですので。最後に全体を通して言い</p>

委員	<p>忘れていたことやご意見等、気になる点などありましたら、ご発言いただければと思いますけどいかがでしょうか。</p> <p>全体を通してという訳ではありませんが、先ほど施設の話が出ていたのでその件についてです。里親家庭の方で去年と一昨年に早稲田大学の社会的養育研究所でフォスタリング機関の第三者評価のあり方に関する調査研究を行っています。私も少し関わらせていただきましたが、報告書が出ておまして、その中で里親家庭の子どもへのアンケート、ヒアリング、事前の手紙やフィードバックについても書いてありますので、参考にさせていただければと思いました。</p>
事務局 部会長	<p>情報ありがとうございます。内容確認させていただき、参考にさせていただきます。</p> <p>本日の議事は以上でよろしいでしょうか。では、事務局から連絡事項等ありましたらよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>連絡事項が三点ございます。</p> <p>まず一点目、今後の部会開催につきましてお知らせをいたします。第3回目の部会が6月13日木曜日、午後6時から開催となります。会場は本日と同じく807、808会議室となりますので、改めてご予定のほどをよろしく願いいたします。開催通知、資料につきましては開催日の1週間前を目処に郵送をさせていただきます。第4回となります7月の開催日程につきましては、現在皆様に日程をお諮りしているところでございますので、決定次第お知らせをさせていただきます。</p> <p>二点目、本日の会議録につきましては、後日メールにて会議録案をお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。</p> <p>三点目でございます。報酬につきましては本日より1ヶ月程度を目処にお振り込みをさせていただきます。お振り込み予定日につきましてはメールにてご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
部会長	<p>皆様におかれましては進行へのご協力をどうもありがとうございました。以上をもちまして豊島区児童福祉審議会第2回の臨時部会を閉会します。</p>

提出された 資料等	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島区児童福祉審議会 第2回臨時部会 次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿 ・資料1 臨時部会開催スケジュール・審議内容について ・資料2 代替養育を必要とする児童数等の推計 ・資料3 当事者への調査・ヒアリング 実施検討案 <p><参考資料> ※机上配置(ファイル綴じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養護推進計画の策定要領 ・里親委託の更なる推進について ・「里親委託の更なる推進について」に関する Q&A(令和6年4月19日時点版) ・新しい社会的養育ビジョン ・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月) ・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月) ・第1回臨時部会資料
--------------	--